

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
のときは、  
翌日の翌日)

(第三種郵便物認可)

(号外) 第20号

鳥取県公報 鳥取 火曜日 昭和48年4月17日

## 告示

### 目次

◇告示 昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算等  
昭和四十八年度鳥取県一般会計予算等

### 鳥取県告示第二百七十八号

昭和四十八年二月定例県議会で三月十五日議決された昭和四十七年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県営営林事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算、昭和四十七年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正

予算、昭和四十七年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算及び昭和四十七年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和47年度鳥取県一般会計補正予算

昭和47年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ485,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,584,385千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算修正  
歳入

款	項	修正前の額	修正額	計
		千円	千円	千円
1 県	税	7,831,628	781,646	8,613,274
1	県民税	1,388,057	277,782	1,665,839
2	事業税	1,836,092	259,218	2,095,310
3	不動産取得税	367,296	8,097	375,393
4	県たばこ消費税	489,446	19,696	509,142
5	娯楽施設利用税	207,878	5,074	212,952
6	料理飲食等消費税	1,048,936	62,699	1,111,635
7	自動車税	1,082,368	30,288	1,112,656
8	鉱区税	1,908	△ 105	1,803
9	狩猟免許税	10,451	△ 358	10,093
10	自動車取得税	442,554	36,008	478,562
11	軽油引取税	947,236	83,671	1,030,907
12	入猟税	9,406	△ 424	8,982
2 地方譲与税		1,214,349	82,669	1,297,012

3 地方交付税	1 地方交付税	21,798,622	270,776	22,069,398
5 分担保金及び金	1 分担保金	1,869,458	7,959	1,877,417
	2 負担金	1,084,811	11,748	1,096,559
6 準用材料及び料	2 手数料	234,504	947	235,451
		724,234	947	725,181
7 国庫支出金	25,746,084 △ 434,686	25,311,398		
	1 国庫負担金	7,822,912 △ 182,868	7,640,044	
	2 国庫補助金	17,692,309 △ 256,116	17,436,193	
	3 委託金	230,863	4,298	235,161
8 財産収入	230,323	1,675	231,998	
	2 財産売却収入	165,215	1,675	166,890
9 寄附金	55,161 △ 6,329	48,832		
	1 地方道路譲与税	1,095,340	73,589	1,168,929
	2 石油たばこ譲与税	119,009	9,074	128,083

12 諸 収 入	1 寄 附 金	55,161△	6,329	48,832
	3 公營企業貸付金 元 利	435,000	35,360	470,360
	4 貸 元 利 付 収 入	4,782,683△	401,917	4,380,766
	5 受託事業収入	260,827△	21,258	239,569
	7 雑 入	214,462	15,204	229,666
	13 県 債	6,195,900	153,100	6,349,000
	1 県 債	6,196,900	153,100	6,349,000
歳 入 合 計	72,049,245	485,140	72,534,385	

歳 出	1 議 会 費	253,080△	3,646	249,434
	1 議 会 費	253,080△	3,646	249,434
	2 総 務 費	3,444,810	720,467	4,165,277
	1 総務管理費	2,097,361	662,853	2,760,214
2 企 画 費	443,725	6,281	450,006	

3 民 生 費	3 徴 税 費	442,411	2,327	444,738
	4 市町村振興費	175,767	47,919	223,686
	6 防 災 費	31,486△	211	31,275
	7 統計調査費	101,002	1,272	102,274
	8 人事委員会費	38,014	73	38,087
	9 監査委員費	35,697△	47	35,650
	1 社会福祉費	1,677,252	299,744	1,976,996
	2 児童福祉費	1,732,215△	50,791	1,681,424
	3 生活保護費	1,221,284△	3,947	1,217,337
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	1,070,662	54,988	1,125,650
	2 環境衛生費	177,441	10,011	187,452
	3 保健所費	533,996△	2,545	531,451
	4 医薬費	969,833	62,828	1,032,661

5 労働費	1 労政費	461,327 △	13,118	448,209
	2 職業訓練費	108,560	1,226	109,786
	3 失業対策費	199,464 △	12,546	186,918
	4 労働委員会費	117,604 △	2,378	115,226
6 農林水産業費	1 農業費	35,699	580	36,279
	2 畜産業費	12,909,361	368,111	13,277,472
	3 農地費	3,793,041	249,008	4,042,049
	4 林業費	734,584	97,364	831,948
	5 水産業費	5,123,135 △	17,278	5,105,857
7 商工費	1 商業費	2,457,043	32,974	2,490,017
	2 工業費	801,558	6,943	807,601
	3 高業費	4,646,428 △	53,020	4,593,408
8 土木費	1 高業費	2,183,883	144	2,184,027
	2 工業費	2,424,111 △	53,288	2,370,823
	3 観光費	38,434	124	38,558
9 警察費	1 土木管理費	19,937,380 △	327,492	19,609,888
	2 道路橋りょう費	165,377	5,621	170,998
	3 河川海岸費	8,644,771 △	104,071	8,540,700
	4 港湾費	4,694,228 △	9,831	4,684,397
	5 都市計画費	1,005,971	1,676	1,007,647
	6 住宅費	4,643,869 △	290,861	4,353,008
	7 警察管理費	783,164	69,974	853,138
10 教育費	1 警察管理費	3,108,042 △	72,334	3,035,708
	2 小学校費	2,704,636 △	72,334	2,632,302
	3 中学校費	16,258,082 △	525,712	15,732,370
	4 高等学校費	1,111,369 △	15,330	1,096,039
	5 特殊学校費	5,796,212 △	405,277	5,390,935
	6 社会教育費	3,233,321 △	189,509	3,043,812
	7 保健体育費	4,807,273	88,371	4,895,644
7 特殊学校費	1 特殊学校費	627,165 △	19,976	607,189
	2 社会教育費	545,665	16,015	561,680
7 保健体育費	3 保健体育費	137,077	6	137,071

11 災害復旧費	1 農林水産復旧施設費	809,289	291	809,580
	2 土木施設費	1,064,107	1,743	1,065,850
	諸支出金	464,820	19,562	484,382
13 諸支出金	1 公営企業支出金	154,696△	4,665	150,031
	2 娯楽施設利用税金	15,826	1,979	17,805
	3 自動車取得税金	294,298	22,248	316,546
歳 出	合 計	72,049,245	485,140	72,534,385

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額	
			千円	円
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉事業育成費	5,702	
		精神薄弱者授産施設整備費	44,536	
		身体障害者授産施設整備費	169,879	
		東部特別養護老人施設建設費	158,298	
6 農林水産業費	1 農業費	児童福祉施設設置費	6,050	
		園芸試験場整備費	91,372	

8 土木費	4 林業費	林道開設事業費	6,270
		道路橋りょう費	109,750
	2 道路橋りょう費	橋りょう架換事業費	17,500
		急傾斜地崩壊対策事業費	3,148
10 教育費	3 河川海・岸費	街路事業費	8,500
	5 都市計画費	都市開発事業費	60,000
	4 高等学校費	高等学校校地整備費	80,390
計			84,380
計			845,875

第3表 債務負担行為補正追加

事 項	期 間	限 度	額
財団法人鳥取県農業開発公社借入金	昭和47年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする年度まで	融資元本38,100千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元利合計額 (損失補償契約に定	千円

建設災害復旧費	昭和47年度から昭和48年度まで	177,049	める遅延損害金を含む。)に相当する金額
---------	------------------	---------	---------------------

変更

補正前	補正後	補正前		補正後	
		事項	期間	事項	期間
広域営農団地昭和47年度から農道整備事業費昭和48年度まで	千円 36,000	広域営農団地昭和47年度から農道整備事業費昭和48年度まで	千円 90,000		
治山施設災害復旧昭和47年度から復旧費昭和48年度まで	62,208	治山施設災害復旧昭和47年度から復旧費昭和48年度まで	103,408		
公営住宅建設費昭和47年度から昭和48年度まで	148,581	公営住宅建設費昭和47年度から昭和48年度まで	151,555		

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率	限度額	起債の利率
衛生研究所費	千円 57,000	%	千円 65,000	%
農業関係整備費	80,000		205,000	

林道費	16,500		22,000	
治山費	117,900		121,000	
漁港建設費	71,600		78,000	
土地改良費	135,000		171,000	
道路新設改良費	390,100		379,000	
河川改良費	807,100		850,000	
砂防費	327,000		315,000	
港湾建設費	182,400		180,000	
街路事業費	29,200		37,000	
公園費	300,000		276,000	
公営住宅建設費	272,000		264,000	
漁港施設災害復旧費	23,000		27,000	
建設災害復旧費	293,000		295,000	
直轄道路事業費	701,300		694,000	
直轄河川事業費	339,200		325,000	
直轄海岸保全事業費	50,000		42,000	

直轄砂防事業費	6,600			3,000					
港湾管理組合費	135,000			144,000					
計	6,295,900			6,449,000					

昭和47年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 事業収入		131,647	3,851	135,498
	1 用品調達事業収入	43,589	2,378	45,967
	3 集中管理事業収入	81,512	1,473	82,985
歳入	合計	137,791	3,851	141,642

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		135,266	3,851	139,117
	1 用品調達事業費	43,589	2,378	45,967
	3 集中管理事業費	81,586	1,473	83,059
歳出	合計	137,791	3,851	141,642

昭和47年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ852,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		783,600	62,425	846,025
歳入	合計	783,600	62,425	846,025

歳 入	合 計	790,492	62,425	852,917
-----	-----	---------	--------	---------

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	一般会計繰出金		783,600	62,425	846,025
		1 一般会計繰出金	783,600	62,425	846,025
歳 出	合 計		790,492	62,425	852,917

昭和47年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,214,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
2	繰 入 金		366,070	54,120	311,950
		1 一般会計繰入金	366,070	54,120	311,950
5	県 債		640,880	99,070	541,810
		1 県 債	640,880	99,070	541,810
歳 入	合 計		1,367,328	153,190	1,214,138

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	中小企業近代化資金貸付事業費		1,367,328	153,190	1,214,138
		1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,367,328	153,190	1,214,138
歳 出	合 計		1,367,328	153,190	1,214,138



第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 中小企業近代化 資金貸付事業費	1 中小企業近代化 資金貸付事業費	中小企業高度化資金 貸付事業	158,540
		計	158,540

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
中小企業高度化資金貸付金	640,880		541,810	
計	640,880		541,810	

昭和47年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,437千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,398千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 財産収入	1 財産売却収入	31,420	1,437	32,857
		計	31,419	1,437
歳入	合計	122,961	1,437	124,398

歳出		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県営林事業費	1 職員費	122,961	1,437	124,398
		計	31,815	1,437
歳出	合計	122,961	1,437	124,398

昭和47年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,554千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正、

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び料		千円 64,884	千円 192	千円 65,076
	1 使用料	64,884	192	65,076
4 諸 収 入		2,475	307	2,782
	1 雑 入	2,475	307	2,782
歳 入	合 計	72,055	499	72,554

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 57,672	千円 499	千円 58,171
	1 事業費	57,672	499	58,171
歳 出	合 計	72,055	499	72,554

昭和47年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計補正予算  
昭和47年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の補正予算は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ781千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 27,003 △	千円 2,159	千円 24,844
	1 事業収入	27,003 △	2,159	24,844
2 雑 入 金		5,481	1,414	6,895
	1 一般会計繰入金	5,481	1,414	6,895
4 諸 収 入		10	14	24
	1 雑 入	10	14	24
歳 入	合 計	32,495 △	731	31,764

款	項	補正前の額	補正額	計
1 有料道路大山環状道路事業費		千円 15,226 △	千円 731	千円 14,495
	1 有料道路大山環状道路事業費	15,226 △	731	14,495
歳 出	合 計	32,495 △	731	31,764

2 公 債 費	1 有料道路大山環状道路事業費	15,226△	731	14,495
	1 公 債 費	17,269	-0	17,269
歳 出 合 計		32,495△	731	31,764

昭昭47年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ327千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 入 金		千円 20,528△	千円 328	千円 20,195
	1 一般会計繰入金	20,528△	328	20,195
4 諸 収 入		0	1	1

1 雑 入	0	1	1
歳 入 合 計	30,535△	327	30,208

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 有料道路三朝高原道路事業費		千円 7,638△	千円 327	千円 7,306
	1 有料道路三朝高原道路事業費	7,638△	327	7,306
2 公 債 費		22,902	0	22,902
	1 公 債 費	22,902	0	22,902
歳 出 合 計		30,535△	327	30,208

昭和47年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,892千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1 事業収入		1 事業収入	7,836	2,941	10,777
			1 一般会計繰入金	13,696△	10,728
2 繰入金		1 繰越金	243△	107	136
			1 繰越金	243△	107
3 繰越金		1 雑収入	2	2	4
			1 雑収入	2	2
歳 入 合 計			21,777△	7,892	13,885
歳 出					
1 県営駐車場費		1 県営駐車場費	21,777△	7,892	13,885
			1 県営駐車場費	21,777△	7,892
歳 出 合 計			21,777△	7,892	13,885

昭和47年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和47年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,536千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	
1 国庫支出金		1 国庫委託金	100△	11	89
			1 国庫委託金	100△	11
2 財産収入		1 財産売払収入	122,844△	44,391	78,453
			1 財産売払収入	122,844△	44,391
3 繰入金		1 一般会計繰入金	36,448	33,558	70,006
			1 一般会計繰入金	36,448	33,558
5 諸収入		1 雑収入	1	308	309
			1 雑収入	1	308

歳入	合計	159,394△	10,536	148,858
----	----	----------	--------	---------

歳出

款	項	修正前の額	修正額	計
1 県立学校実習船水産費		千円	千円	千円
		159,394△	10,536	148,858
	1 県立学校水産費	159,394△	10,536	148,858
歳出	合計	159,394△	10,536	148,858

昭和47年度鳥取県営工業用水道事業会計修正予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県営工業用水道事業会計の修正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の修正)

第2条 昭和47年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」といふ。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり修正する。

(区分)	(既決予定量)	(修正予定量)	(計)
(1) 年間給水量	15,496,800	443,094	15,939,894

第3条 予算第3条本文中「31,648千円」を「28,093千円」に改め、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり修正する。

(科目)	(既決予定額)	(修正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

第1款 工業用水道事業収益 101,037千円 2,736千円 103,773千円

第1項 営業収益 48,631千円 2,791千円 51,422千円

第2項 営業外収益 52,406千円 △ 55千円 52,351千円

支

第1款 工業用水道事業費 167,225千円 △ 748千円 166,477千円

第1項 営業費用 82,690千円 △ 558千円 82,132千円

第2項 営業外費用 84,535千円 △ 190千円 84,345千円

(資本的収入及び支出の修正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり修正する。

(科目)	(既決予定額)	(修正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

収

第1款 資本的収入 106,625千円 51,945千円 158,570千円

第1項 企業債 24,000千円 53,000千円 77,000千円

第2項 出資金 20,010千円 △ 329千円 19,681千円

第3項 他会計からの長期借入金 49,655千円 △ 726千円 48,929千円

支

第1款 資本的支出 106,625千円 51,945千円 158,570千円

第2項 企業債償還金 64,725千円 51,945千円 116,670千円

(企業債の修正)

第5条 予算第5条中「24,000千円」を「77,000千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第8条中「52,185千円」を「52,130千円」に改める。

昭和47年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和47年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出の補正)

第2条 昭和47年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 病院事業収益 1,453,329千円 42,738千円 1,496,067千円

第1項 医業収益 1,253,378千円 42,738千円 1,296,116千円

支 出

第1款 病院事業費用 1,513,179千円 78,709千円 1,591,888千円

第1項 医業費用 1,449,289千円 78,709千円 1,527,998千円

(資本的收入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 資本的收入 1,776,708千円 63,160千円 1,839,868千円

第1項 出資金 114,710千円 27,800千円 142,510千円

第2項 他会計からの借入金 435,000千円 35,360千円 470,360千円

支 出

第1款 資本的支出 1,776,658千円 27,800千円 1,804,458千円

第1項 建設改良費 1,305,389千円 26,857千円 1,332,246千円

第2項 企業債償還金 34,234千円 943千円 35,177千円

(議会の議決を経なければ施用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	847,149千円	31,513千円	878,662千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第5条 予算第9条中「461,913千円」を「502,124千円」に改める。

鳥取県告示第百七十九号

昭和四十八年二月定例県議会で三月二十四日議決された昭和四十八年度鳥取県一般会計予算、昭和四十八年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県森山大山有料道路事業特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和四十八

年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十八年度鳥取県電気事業会計予算、昭和四十八年度鳥取県管工用水道事業会計予算、昭和四十八年度鳥取県管工立事業会計予算及び昭和四十八年度鳥取県管工立事業会計予算は、次のとおりである。

昭和四十八年四月十七日

鳥取県知事 石 敏 一 郎

昭和48年度鳥取県一般会計予算

昭和48年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,834,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4

表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県	税	千円 9,875,200
1 県	民 税	2,018,890
2 事	業 税	2,378,751
3 不	動 産 取 得 税	463,053
4 県	た ば こ 消 費 税	560,633
5 娯	楽 施 設 利 用 税	220,735
6 料	理 飲 食 等 消 費 税	1,171,010

2 地方譲与税	1 地方道路譲与税	1,413,695	8 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	390,968		
		1,288,690			1 財 産 運 用 収 入	69,021	
	2 石油ガス譲与税	124,945	9 寄 附 金	2 財 産 売 払 収 入	321,947		
		25,516,467			1 寄 附 金	88,847	
	3 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	25,516,467	10 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	128,576	
			133,822			11 繰 越 金	100,000
	4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	133,822	7 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	9,308,405	
			133,822			2 国 庫 補 助 金	19,349,400
	5 分担金及び負担金	1 分 担 金	622,278	2 手 数 料	2 手 数 料	269,954	
			1,864,287			7 国 庫 支 出 金	28,817,394
		2 負 担 金	1,242,009	6 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	1 使 用 料	587,356
							857,810
1,347,436		9 狩 猟 免 許 税	10,094	3 委 託 金	159,589		
1,710	10 自 動 車 取 得 税	508,994	8 委 託 金	159,589			
8 敏 区 税	1,710	11 軽 油 引 取 税	1,184,911	2 国 庫 補 助 金	19,349,400		
9 狩 猟 免 許 税	10,094	12 入 猟 税	8,988	3 委 託 金	159,589		



12 諸 収 入	1	延滞金、加算金及び過料	33,821	
	2	県 預 金 利 子	90,000	
	3	公営企業貸付金元利収入	470,360	
	4	貸付金元利収入	5,086,285	
	5	受託事業収入	437,271	
	6	収益事業収入	15,000	
	7	雑 入	292,757	
	13 県 債	1	県 債	4,222,000
			合 計	79,834,000
	歳 出			
		款 項	金 額	
	1 議 会 費		千円	
		1	議 会 費	255,482
2 総 務 費				
	1	議 会 費	255,482	
			4,672,871	
3 民 生 費	1	總 務 管 理 費	3,259,273	
	2	企 画 費	214,532	
	3	徴 税 費	516,681	
	4	市 町 村 振 興 費	221,534	
	5	選 挙 費	11,588	
	6	防 災 費	249,897	
	7	統 計 調 査 費	117,160	
	8	人 事 委 員 会 費	42,176	
	9	監 査 委 員 会 費	40,030	
				5,575,467
4 衛 生 費	1	社 会 福 祉 費	2,538,799	
	2	児 童 福 祉 費	1,723,038	
	3	生 活 保 護 費	1,308,627	
	4	災 害 救 助 費	5,003	
			3,152,295	
	1	公 衆 衛 生 費	1,108,308	

5 労働費	2 環境衛生費	294,122
	3 保健所費	667,128
	4 医薬費	1,142,742
	労働費	476,820
1 労働費	1 労働費	127,875
	2 職業訓練費	193,375
	3 失業対策費	115,925-
	4 労働委員会費	39,645
6 農林水産業費	1 農業費	3,894,147
	2 畜産業費	778,314
	3 農地費	5,408,774
	4 林業費	2,592,154
	5 水産業費	860,081
7 商工業費	労働費	5,197,322
	1 商業費	2,594,034
8 土木費	2 工業費	2,571,802
	3 観光費	31,486
	土木費	21,613,239
	1 土木管理費	112,067
	2 道路橋りょう費	9,415,867
	3 河川海岸費	4,679,412
9 警察費	4 港湾費	1,039,141
	5 都市計画費	5,558,998
	6 住宅費	807,754
	警察管理費	3,653,762
	1 警察管理費	3,148,954
	2 警察活動費	504,808
10 教育費	教育費	17,945,490
	1 教育給務費	1,038,911
	2 小学校費	6,437,592
3 中学校費	3,573,187	

11 災 害 復 旧 費	4、高 等 学 校 費	5,626,458
	5 特 殊 学 校 費	589,307
	6 社 会 教 育 費	420,792
	7 保 健 体 育 費	259,243
		1,399,802
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	450,700
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	949,102
12 公 債 費		1,777,907
	1 公 債 費	1,777,907
13 諸 支 出 金		510,073
	1 公 營 企 業 支 出 金	133,091
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	38,500
	3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	338,482
14 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出 合 計		79,834,000

第2表 継続費

款	項	事 業 名	総 額	年 割 額	
				千円	千円
2 総務費	1 総務管理費	県庁第二庁舎建設費	1,929,148	48	764,058
				49	1,165,090

第3表 債務負担行為  
新 規

事 項	期 間	限 度	額
地方職員住宅賃料貸借	昭和48年度から昭和74年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額160,702千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかる経過利息に相当する金額の合計額	千円 82,079
県舎購入費	昭和48年度から昭和58年度まで		82,079
県庁地下駐車場建設	昭和48年度から昭和53年度まで	並びに支払期日までの約定利息の合計額	374,400
防災行政無線費	昭和48年度から昭和49年度まで		328,153
看護学生等修学資金	昭和48年度から昭和50年度まで		8,280
保母修学資金	昭和48年度から昭和49年度まで		2,400
農業近代化資金	昭和48年度から昭和68年度まで	融資総額3,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.25/100に相当する金額	
利子補給			

農業近代化推進資金利子補給	昭和48年度から昭和54年度まで	融資総額729,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3/100に相当する金額
農村青年経営安定資金利子補給	昭和48年度から昭和55年度まで	昭和48年度に貸し付ける農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金)75,000千円に対する昭和50年度から昭和51年度までの約定償還金にあてため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に、約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行なった額の各年度の融資残高の3.75/100に相当する金額
農村若夫婦個室改善資金利子補助	昭和48年度から昭和56年度まで	融資総額10,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3.1/100に相当する金額
農用水田取得資金利子補助	昭和48年度から昭和54年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の1/100に相当する金額
野菜価格安定対策事業業補助	昭和48年度	79,693
果樹災害対策利子補給	昭和48年度から昭和49年度まで	昭和48年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会が3,450千円以内で行なう利子補給額の1/3に相当する金額
移住者営農資金利子補給	昭和48年度から昭和57年度まで	融資総額1,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額
財団法人鳥取県造林公社借入金損失	昭和48年度から損失補償契約に	融資元本214,722千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経

補償	定めるところに より損失補償を する日の属する 年度まで	過した日において農林漁業金融公庫が返済 を受けることができなかった元利合計額 (損失補償契約に定める遅延損害金を含 む。)に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	昭和48年度から昭和64年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
警察職員住宅賃貸借料	昭和48年度から昭和72年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額142,801千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額
育英奨学生貸付金	昭和48年度から昭和55年度まで	36,480

  

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設費	千円 100,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年ずつえ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行

防災行政無線建設費	129,000	同	上	同上	同	上	ない、若しくは借換え することができると する。
中部特別養護老人施設建設費	83,000	同	上	同上	同	上	
医務費	80,000	同	上	同上	同	上	
農業関係試験場整備費	57,000	同	上	同上	同	上	
畜産試験場整備費	32,000	同	上	同上	同	上	
土地改良費	80,000	同	上	同上	同	上	
林道費	77,000	同	上	同上	同	上	
治山費	200,000	同	上	同上	同	上	
林業試験場整備費	60,000	同	上	同上	同	上	
漁港建設費	105,000	同	上	同上	同	上	
道路新設改良費	90,000	同	上	同上	同	上	
河川改良費	543,000	同	上	同上	同	上	
海岸保全費	24,000	同	上	同上	同	上	
砂防費	438,000	同	上	同上	同	上	
港湾建設費	167,000	同	上	同上	同	上	
都市開発事業費	115,000	同	上	同上	同	上	
公園費	213,000	同	上	同上	同	上	
下水道費	15,000	同	上	同上	同	上	
公営住宅建設費	323,000	同	上	同上	同	上	
警察施設費	30,000	同	上	同上	同	上	
高等学校施設整備費	400,000	同	上	同上	同	上	
武道館費	40,000	同	上	同上	同	上	
治山施設復旧費	91,000	同	上	同上	同	上	
漁港施設復旧費	11,000	同	上	同上	同	上	
							借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるとする。

建設災害復旧費	266,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	6,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	180,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	44,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	19,000	同	上	同上	同	上
港湾管理組合費	191,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	13,000	同	上	同上	同	上
自然保護対策費	650,000	記名式利札付交付公債(証券)発行の方法による。	7.6以内	交付公債(証券)の発行年度から2年すえ置き、以後8年度間に支払うものとする。		
計	4,872,000					

昭和48年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,996千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。  
第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	157,560
	2 自動車管理事業収入	6,175
	3 集中管理事業収入	90,032
2 財産収入	1 財産売却収入	1,900
3 雑収入	1 一般会計繰入金	5,000
		5,000
4 繰越金	1 繰越金	2,535
		2,535
5 雑収入	1 雑収入	1
	合計	166,996

歳 出

款	項	金額 千円
1 事業費	1 用品調達事業費	60,470
	2 自動車管理事業費	13,694
	3 集中管理事業費	90,032
2 諸支出金	1 繰出金	1,700
3 予備費	1 予備費	1,100
	合計	166,996

昭和48年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和48年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ914,903千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
1 証紙収入	1 証紙収入	905,922
	合計	905,922
2 繰越金	1 繰越金	8,981
	合計	8,981
合計	合計	914,903

歳 出

款	項	金額 千円
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	905,922
	合計	905,922
2 諸支出金	1 償還金	1
	合計	1
3 予備費	1 予備費	8,980
	合計	8,980
合計	合計	914,903

昭 和 4 8 年 度 鳥 取 県 母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算

昭 和 4 8 年 度 鳥 取 県 の 母 子 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

( 歳 入 歳 出 予 算 )

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 4 9, 6 6 5 千 円 と 定 め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 」 に よ る。

( 債 務 負 担 行 為 )

第 2 条 地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 8 7 号 ) 第 2 1 4 条 の 規 定 に よ り 債 務 を 負 担 す る 行 為 を す る こ と が で き る 事 項、 期 間 及 び 限 度 額 は、 「 第 2 表 債 務 負 担 行 為 」 に よ る。

( 地 方 債 )

第 3 条 地 方 自 治 法 第 2 3 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 起 こ す こ と が で き る 地 方 債 の 起 債 の 目 的、 限 度 額、 起 債 の 方 法、 利 率 及 び 償 還 の 方 法 は、 「 第 3 表 地 方 債 」 に よ る。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千 円 3, 2 8 8
	1 国 庫 貸 付 金	3, 2 8 8
2 繰 入 金		2, 4 2 4

3 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2, 4 2 4
	1 繰 越 金	1 2, 1 6 0
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	3 1, 7 9 3
	2 雑 入	8 8
	合 計	4 9, 6 6 5

款	項	金 額
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 費		千 円 4 9, 6 6 5
	1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 費	4 9, 6 6 5
合 計		4 9, 6 6 5

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 貸 付 金	昭 和 4 8 年 度 从 昭 和 5 1 年 度 まで	千 円 2 5, 0 0 2



第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 3,288	政府の定める方法による。	無利子 %	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和48年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入金			千円 18,750

歳出	款	項	金額	合計	
				金額	千円
1 繰入金			18,750	1 一般会計繰入金	18,750
				2 雑入	4
2 繰越金			837	1 繰越金	837
				3 雑収入	7,833
3 雑収入			7,833	1 貸付金元利収入	7,829
				2 雑入	4
合計			27,420		

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金		昭和48年度から昭和51年度まで	千円 2,784

昭和48年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算  
 昭和48年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次  
 に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,561,088千円と定め  
 る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入  
 歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により  
 起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及  
 び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国 庫 支 出 金		10,000
	1 国 庫 補 助 金	10,000
2 繰 入 金		397,500
	1 一 般 会 計 繰 入 金	397,500
3 繰 越 金		23,053

歳 入	歳 出	合 計
4 諸 収 入		
	1 繰 越 金	23,053
		423,445
	1 県 預 金 利 子	1,416
	2 貸 付 金 元 利 収 入	419,571
	3 雑 入	2,458
5 県 債		707,090
	1 県 債	707,090
合 計	合 計	1,561,088

款	項	金 額
		千円
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費		1,561,088
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	1,561,088
合 計	合 計	1,561,088

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円		%		
中小企業高度	707,090	中小企業振興事業団の	4.1	中小企業振興事業団業

化資金貸付金	定める方法による。	務方法書に基づく都道府県に対する資金貸付 準則第5条に定める方法による。
--------	-----------	---

昭和48年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ422,787千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 106,736
	1 国 庫 補 助 金	106,736
2 繰 入 金		69,155
	1 一 般 会 計 繰 入 金	69,155
3 繰 越 金		464

諸 収 入	1 繰 越 金	金 額
		464
4 諸 収 入		246,432
	1 貸 付 金 元 利 収 入	246,431
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		422,787

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 422,787
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費	422,787
歳 出 合 計		422,787

昭和48年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,092千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金	額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入		千円
			78,384
	2 財 産 運 用 収 入		1
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		25,877
3 繰 越 金	1 繰 越 金		16,500
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入		15,222
			2 雑 収 入
5 県 債			67,000

歳 出

款	項	金	額		
1 県 営 林 事 業 費	1 職 員 費		千円		
			206,047		
			2 造 林 事 業 費		21,373
			3 保 育 事 業 費		79,089
			4 旭 分 事 業 費		5,382
5 公 造 有 林 事 業 分 収 費		663			
6 管 理 事 業 費		11,515			
7 繰 越 金		50,000			
2 公 債 費	1 公 債 費		1,045		
歳 出 合 計			207,092		

1 県 債	67,000
歳 入 合 計	207,092

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	千円 67,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べ起債することができる。	10以内%	借入年度から20年ずつ置き、その後10年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、お還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	67,000			

昭和48年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により

起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 58,564
	1 使用料	58,564
2 国庫支出金		89,850
	1 国庫補助金	89,850
3 繰入金		2,491
	1 一般会計繰入金	2,491
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,527
	1 雑収入	2,527
6 県債		203,000

	1 県 債	203,000
歳 入	合 計	356,433

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 346,143
	1 事 業 費	52,603
	2 水産物産地流通加工センター形成事業費	293,540
2 公 債 費		10,290
	1 公 債 費	10,290
歳 出	合 計	356,433

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県営埋港水産施設事業費	千円 203,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起	10以内%	借入年度から1年すえ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償

	償することができる。	還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。
計	203,000	

昭和48年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれを32,303千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額	
		千円	
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	27,183	
			27,183
2 繰 入 金			5,094

	1 一般会計繰入金	5,094
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	25
歳入	合 計	32,303

歳 出

	1 有料道路大山環状費	16,630
1 有料道路事業	1 有料道路事業	16,630
2 公債費	1 公債費	16,673
歳出	合 計	32,303

昭和48年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算  
 昭和48年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に  
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,811千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	1 事業収入	10,812
1 事業収入	1 事業収入	10,812
2 繰入金	1 一般会計繰入金	18,994
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 雑収入	4
歳入	合 計	29,811

歳出

款	項	金額 千円
1 有料道路事業原費		7,693
	1 有料道路事業原費	7,693
2 公債費		22,118
	1 公債費	22,118
歳出	合計	29,811

昭和48年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,474千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額 千円
1 諸収入		13,474

歳入	合計	金額 千円
1 雑収入		13,474
歳入	合計	13,474

歳出

款	項	金額 千円
1 公債費		13,474
	1 公債費	13,474
歳出	合計	13,474

昭和48年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算

昭和48年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,070千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。



第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金	額
1 事業収入			千円
	1 事業収入		19,289
2 繰入金			
	1 一般会計繰入金		3,773
3 繰越金			
	1 繰越金		2
4 諸収入			
	1 雑収入		6
5 県債			
	1 県債		111,000
歳入	合 計		134,070
歳 出			
款	項	金	額
1 県営駐車場事業費			千円
			134,070

歳 出	合 計	額
1 県営駐車場管理費		23,070
3 県営駐車場事業費		111,000
合 計		134,070

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営駐車場建設事業費	千円 111,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	111,000			

昭和48年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

昭和48年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,112千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
	1 財 産 売 払 収 入	57,829
2 繰 越 金		
	1 繰 越 金	3,282
3 諸 収 入		1
	1 雑 収 入	1
歳 入	合 計	61,112

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		千円
	1 県立学校農業実習費	61,112
	1 県立学校農業実習費	61,112

歳 出 合 計 61,112

昭和48年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和48年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,103千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 交 出 金		千円
	1 国 庫 委 託 金	100
2 財 産 収 入		
	1 財 産 売 払 収 入	69,615
3 繰 越 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	80,936

4	繰 越 金	繰 越 金	1
		1 繰 越 金	1
5	諸 収 入	雑 入	9,451
		1 雑 入	9,451
		合 計	160,103

歳 出

1	実 業 学 校 水 産 実 習 船 費	1 実 業 学 校 水 産 実 習 船 費	160,103
		1 実 業 学 校 水 産 実 習 船 費	160,103
		合 計	160,103

昭和48年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 112,008,000KWH

(2) 袋川発電所調査費 2,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益 430,322千円

第1項 営業収益 427,311千円

第2項 営業外収益 3,011千円

支 出

第1款 電気事業費 407,933千円

第1項 営業費用 276,636千円

第2項 営業外費用 131,297千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額116,613千円は当年度分損益勘定留保資金81,310千円、繰越利益剰余金処分額28,000千円及び過年度分損益勘定留保資金7,303千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 1千円

第1項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 116,614千円

第1項 建設改良費 2,300千円

第2項 企業債償還金 114,314千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない。経費)

第6条 次は掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 151,082千円

(2) 交際費 470千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち28,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 28,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和48年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 16,624,480立方メートル

(2) 日野川工業用水道建設事業 工事費44,044千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金15,245千円を借り入れる。

収入

第1款 工業用水道事業収益 122,977千円

第1項 営業収益 77,799千円

第2項 営業外収益 45,178千円

支出

第1款 工業用水道事業費 173,432千円

第1項 営業費用 92,075千円

第2項 営業外費用 81,357千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入 108,601千円

第1項 企業債 24,000千円

第2項 出資金 17,812千円

第3項 他会計からの長期借入金 53,879千円

第4項 建設助成金 12,900千円

第5項 建設収入 10千円

支出

第1款 資本的支出 108,601千円

第1項 建設改良費 44,229千円

第2項 企業債償還金 64,372千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 24,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から5年ずつ置き、その後25年度間に償還するものとする。 ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、44,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,695千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道の経営健全化のため、一般会計からの会計へ補助を受ける金額は、44,957千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和48年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港地区埋立地売却面積 5ヘクタール

(2) 米子港旗ヶ崎地区埋立事業 工事費884,685千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 埋立事業収益 147,915千円

第1項 営業収益 131,479千円

第2項 営業外収益 16,436千円

支出

第1款 埋立事業費 168,827千円

第1項 営業費用 121,141千円

第2項 営業外費用 47,686千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額177,046千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	835,208千円	第1款 資本的支出	1,012,254千円
第1項 企業債	834,000千円	第1項 建設改良費	835,833千円
第2項 他会計からの長期借入金	1,198千円	第2項 企業債償還金	176,421千円
第3項 建設収入	10千円		

第5条 昭和47年度鳥取県管理立事業会計予算中第5条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改良 地区埋立事業	千円 2,816,961	47 年度	千円 300,000
			48 年度	千円 834,635
			49 年度	千円 1,186,848
			50 年度	千円 495,478

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	千円 834,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内 %	借入年度から2年ずつ置き、その後8年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,011,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 25,860千円
- (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和48年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和48年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	598床
(2) 年間入院患者数	182,500人
(3) 年間外来患者数	240,188人
(4) 一日平均入院患者数	500人
(5) 一日平均外来患者数	806人
(6) 主要な建設改良事業	県立中央病院移転新築事業 1,162,000千円 医師公會建設事業 16,413千円 医療機器備品 27,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	1,796,521千円
第1項 医業収益	1,578,251千円
第2項 医業外収益	191,851千円
第3項 看護婦養成所収益	26,419千円

支 出

第1款 病院事業費用	1,856,495千円
第1項 医業費用	1,791,546千円
第2項 医業外費用	38,580千円
第3項 看護婦養成所費用	26,419千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	1,848,118千円
第1項 出 資 金	215,753千円
第2項 他会計からの借入金	470,360千円
第3項 固定資産売却代金	5千円
第4項 企 業 債 出	1,162,000千円

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費	-1,848,113千円
第2項 企業債償還金	1,281,580千円
第3項 他会計からの借入金償還金	96,173千円
第3項 他会計からの借入金償還金	470,360千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 1,162,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金	% 10以内	借入年度から5年すえ置き、じ後20年度間

	<p>運用部、郵政省その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができるとする。</p>	<p>に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。</p>
--	--	---

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、750,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,074,525千円

(2) 交際費 360千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 看護要員の確保に要する経費にあてため 62,999千円
- (2) 新病院移行に要する経費にあてため 25,974千円

(3) 看護婦養成所の施設整備にあてため 250千円  
(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、573,183千円と定める。